

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
I－3－5－3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係 (3) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う（III－4－15参照）。	I－3－5－3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係 (3) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う（III－4－16参照）。
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点	III 銀行監督に係る事務処理上の留意点
III－4 銀行法等に係る事務処理	III－4 銀行法等に係る事務処理
III－4－2 「その他の付随業務」の取扱い (1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。 (注1) (略) (注2) (略) (注3) 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十九号）第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結の媒介を行う業務、算定割当量に関する取引のコンサルティング業務も「その他の付随業務」に含まれる。	III－4－2 「その他の付随業務」の取扱い (1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。 (注1) (略) (注2) (略) (削除)
III－4－7 子会社等	III－4－7 子会社等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-4-7-3 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) 金融商品取引法等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、その関係金融商品取引業者（当該銀行等が金融商品取引業者の親銀行等（金融商品取引法第31条の4第5項に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（金融商品取引法第31条の4第6項に規定する子銀行等をいう。）に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。）との間において、金融商品取引法第44条の3の規定により禁止されている行為に関与していないか。 <p>(2) 銀行がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務（以下本項において「内部管理に関する業務」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第7号に規定する行為を行う場合には、当該関係金融商品取引業者が金融商品取引法第44条の3の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せることによる当該銀行の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されることから、以下の点に</p>	<p>III-4-7-3 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) 金融商品取引法等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、その関係金融商品取引業者（当該銀行等が金融商品取引業者の親銀行等（金融商品取引法第31条の4第3項に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（金融商品取引法第31条の4第4項に規定する子銀行等をいう。）に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。）との間において、金融商品取引法第44条の3の規定により禁止されている行為に関与していないか。 <p>(2) 銀行がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務（以下本項において「内部管理に関する業務」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第7号に規定する行為を行う場合には、当該銀行及び金融商品取引業者において、内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せることによる当該銀行の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>特に留意する必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>III－4－7－4 銀行とその関係保険会社の関係</p> <p>保険業法施行規則等において、<u>保険業法第8条第1項若しくは同法第100条の3</u>に規定する特定関係者又は同法第194条に規定する特殊関係者に金融機関等（<u>同法施行令第2条の3第4項各号</u>に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 銀行は、その関係保険会社（当該銀行が保険会社の特定関係者（<u>保険業法第8条第1項</u>に規定する特定関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく<u>同法施行規則第53条の4から第53条の6</u>に規定する講ずるべき措置に反する行為に関与していないか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>III－4－8 議決権の取得制限</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>III－4－7－4 銀行とその関係保険会社の関係</p> <p>保険業法施行規則等において、<u>保険業法第100条の3若しくは同法施行規則第53条の4第2項</u>に規定する特定関係者又は同法第194条に規定する特殊関係者に金融機関等（<u>同法施行規則第53条の4第3項各号</u>に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 銀行は、その関係保険会社（当該銀行が保険会社の特定関係者（<u>保険業法施行規則第53条の4第2項</u>に規定する特定関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく<u>同法施行規則第53条の4及び第53条の6</u>に規定する講ずるべき措置に反する行為に関与していないか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>III－4－8 議決権の取得制限</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第16条の3第7項又は法第52条の24第7項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社のうち、施行規則第17条の2第5項第3号及び第5号から第8号までに掲げる会社の議決権を、基準議決権</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。</u></p>
III-4-1-1 銀行持株会社	III-4-1-1 銀行持株会社
III-4-1-1-2 主な着眼点 銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。 (1)～(5) (略)	III-4-1-1-2 主な着眼点 銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。 (1)～(5) (略)
(6) リスク管理に従事する役職員は、銀行持株会社又はグループ内の会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。 (新 設)	(6) グループ全体の顧客の利益の保護のための体制の構築（III-4-1-2 参照）に責任のある役割を果たしているか。 III-4-1-2 顧客の利益の保護のための体制整備 III-4-1-2-1 意義 利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけに生じる問題ではなく、銀行（グループ）内の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいざれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。 したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、銀行・証券会社間に限らず、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p> <p>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、銀行又は同一金融グループにおけるレビューテーション・リスクについても配慮する必要がある。</p> <p>一方、銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><u>III－4－12－2 主な着眼点</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</p> <p class="list-item-l2">① 利益相反のおそれがある取引や潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</p> <p class="list-item-l2">② 利益相反を特定するプロセスは、銀行や銀行のグループ内会社等の業務活動の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</p> <p>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</p> <p class="list-item-l1">(2) 利益相反管理の方法</p> <p>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</p> <p class="list-item-l2">① 部門の分離（情報共有先の制限）</p> <p>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>② 取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止 <u>取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。</u></p> <p>③ 利益相反事実の顧客への開示 <u>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、当該取引を行う理由等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p> <p>(3) 利益相反管理態勢等</p> <p>① 利益相反を管理・統括する部署（以下、「利益相反管理統括部署」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</p> <p>② 利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</p> <p>③ 利益相反管理統括部署は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>④ 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。</p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>① 利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む）、管理対象の範囲等が明確化されているか。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</u></p> <p><u>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p>
<u>III－4－1 2</u>	<p style="text-align: center;"><u>III－4－1 2－3 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、顧客の利益の保護のための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第24条に基づき報告を求めるものとする。その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第26条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p><u>その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その解消に向けた具体的な取組みを行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第26条に基づく（業務改善に要する一定期間に限った）業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p>
<u>III－4－1 2－1</u> 、 <u>III－4－1 2－2</u>	<u>III－4－1 3</u>
<u>III－4－1 2－2－1 事業会社等による銀行主要株主認可申請</u>	<u>III－4－1 3－1－1 事業会社等による銀行主要株主認可申請</u>
（3）事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関	（3）事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</p> <p>① 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行(以下<u>III-4-12</u>において「子銀行等」という。)に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p>	<p>し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</p> <p>① 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行(以下<u>III-4-13</u>において「子銀行等」という。)に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p>
<u>III-4-12-2-2</u>	<u>III-4-13-2-2</u>
<u>III-4-12-3</u>	<u>III-4-13-3</u>
<u>III-4-12-4</u> 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について	<u>III-4-13-4</u> 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について
<p>(1) 上記<u>III-4-12-1</u>から<u>III-4-12-3</u>の観点は、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</p> <p>(2) また、上記<u>III-4-12-1</u>から<u>III-4-12-3</u>に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p>	<p>(1) 上記<u>III-4-13-1</u>から<u>III-4-13-3</u>の観点は、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</p> <p>(2) また、上記<u>III-4-13-1</u>から<u>III-4-13-3</u>に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p>
<u>III-4-12-5</u>	<u>III-4-13-5</u>
<u>III-4-13</u> 、 <u>III-4-14</u>	<u>III-4-14</u> 、 <u>III-4-15</u>
<u>III-4-14-1</u> ~ <u>III-4-14-4</u>	<u>III-4-15-1</u> ~ <u>III-4-15-4</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-4-<u>14</u>-5 産活法第3条第2項第3号及び基本指針三. ハ. の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本指針三. ハ. 2. ①については、III-4-<u>14</u>-2 (2) を準用する。</p>	<p>III-4-<u>15</u>-5 産活法第3条第2項第3号及び基本指針三. ハ. の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本指針三. ハ. 2. ①については、III-4-<u>15</u>-2 (2) を準用する。</p>
<p>III-4-<u>14</u>-6 産活法第3条第2項第4号及び基本指針四. ロ. の経営資源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四. ロ. 1.、2. 及び3. については、それぞれIII-4-<u>14</u>-5 (1)、III-4-<u>14</u>-2 (2) 及びIII-4-<u>14</u>-2 (3) を準用する。</p>	<p>III-4-<u>15</u>-6 産活法第3条第2項第4号及び基本指針四. ロ. の経営資源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四. ロ. 1.、2. 及び3. については、それぞれIII-4-<u>15</u>-5 (1)、III-4-<u>15</u>-2 (2) 及びIII-4-<u>15</u>-2 (3) を準用する。</p>
<p>III-4-<u>15</u></p> <p>III-4-<u>15</u>-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下III-4-<u>15</u>において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9. (1) 及び別紙様式第二号（記載上の注意）10. (1) に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>III-4-<u>16</u></p> <p>III-4-<u>16</u>-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下III-4-<u>16</u>において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9. (1) 及び別紙様式第二号（記載上の注意）10. (1) に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p>
<p>III-4-<u>15</u>-2 、 III-4-<u>15</u>-3</p> <p style="text-align: center;"><u>業態別の準用一覧表</u></p> <p>(摘要 : ○印…銀行規定を準用、 ●印…協同組織で書き下ろし、 ×印…準</p>	<p>III-4-<u>16</u>-2 、 III-4-<u>16</u>-3</p> <p style="text-align: center;"><u>業態別の準用一覧表</u></p> <p>(摘要 : ○印…銀行規定を準用、 ●印…協同組織で書き下ろし、 ×印…準</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行			改 正 案					
用せず、(協) …協同組織固有の内容)			用せず、(協) …協同組織固有の内容)					
項 目	準用状況			項 目	準用状況			
	信金	信組	労金		信金	信組	労金	
(中略)						(中略)		
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点				III 銀行監督に係る事務処理上の留意点				
(中略)						(中略)		
III-4 銀行法等にかかる事務処理				III-4 銀行法等にかかる事務処理				
(中略)						(中略)		
III-4-12 銀行主要株主	×	×	×	III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○	
III-4-13 予備審査	○	○	○	III-4-13 銀行主要株主	×	×	×	
III-4-14 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項	○	○	○	III-4-14 予備審査	○	○	○	
III-4-15 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項	×	×	×	III-4-15 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項	○	○	○	
(以下略)						(以下略)		
V-4-7 監督指針の準用						V-4-7 監督指針の準用		
V-4-7-1						V-4-7-1		
信用金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-						信用金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
4－1－1、Ⅲ－4－ <u>12</u> 、Ⅲ－4－ <u>15</u> 並びにIV－5－2－4を除く。) 及び 様式・参考資料編を準用する。	4－1－1、Ⅲ－4－ <u>13</u> 、Ⅲ－4－ <u>16</u> 並びにIV－5－2－4を除く。) 及び 様式・参考資料編を準用する。
V－5－8 監督指針の準用	V－5－8 監督指針の準用
V－5－8－1	V－5－8－1
信用協同組合等に関して、本監督指針 I から IV まで (II－3－1－5、II－3－6－2 (15)、III－1－1－2 (3) 及び (4)、III－1－2、III－1－4、III－1－5 (1)、(2) 及び (3)、III－4－6－3 (1)、III－4－9－2、III－4－9－3、III－4－11、III－4－ <u>12</u> 、III－4－ <u>15</u> 並びにIV－5－2－4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。 なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II－4 及び II－5 については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)。	信用協同組合等に関して、本監督指針 I から IV まで (II－3－1－5、II－3－6－2 (15)、III－1－1－2 (3) 及び (4)、III－1－2、III－1－4、III－1－5 (1)、(2) 及び (3)、III－4－6－3 (1)、III－4－9－2、III－4－9－3、III－4－11、III－4－ <u>13</u> 、III－4－ <u>16</u> 並びにIV－5－2－4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。 なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II－4 及び II－5 については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)。
V－6 労働金庫及び労働金庫連合会関係	V－6 労働金庫及び労働金庫連合会関係
V－6－6 監督指針の準用	V－6－6 監督指針の準用
V－6－6－1	V－6－6－1
労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II－3－1－5、II－3－6－2 (15)、II－4、II－5、III－1－1－2 (3) 及び (4)、III－1－2、III－1－4、III－1－5 (1)、(2) 及び (3)、III－4－6－3 (1)、III－4－9－2、III－4－9－3、III－4－11、III－4－ <u>12</u> 、III－4－ <u>15</u> 並びにIV－5－2－4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。 なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、	労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II－3－1－5、II－3－6－2 (15)、II－4、II－5、III－1－1－2 (3) 及び (4)、III－1－2、III－1－4、III－1－5 (1)、(2) 及び (3)、III－4－6－3 (1)、III－4－9－2、III－4－9－3、III－4－11、III－4－ <u>13</u> 、III－4－ <u>16</u> 並びにIV－5－2－4を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。 なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 案
労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V－3を準用することとする。	労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V－3を準用することとする。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新 設)</p>	<p>別紙様式2－8（銀行持株会社が特例子会社対象会社を持株特定子会社とすること） (第1面) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商 号 代表者</p> <p>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>特例子会社対象会社を持株特定子会社 とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を持株特定子会社とすることについて、銀行法第52条の2第3項の規定に基づき、認可を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>○</p> <p>(注) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 当該銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面 3 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面 4 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面 <p>(1) 株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>(2) 株式交換契約の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交換費用を記載した書面</p> <p>5 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>6 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面</p> <p>7 当該認可に係る特例子会社対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面</p> <p>8 当該認可に係る特例子会社対象会社に係る業務の内容を記載した書面</p> <p>9 当該認可に係る特例子会社対象会社に係る最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面</p> <p>10 当該認可に係る特例子会社対象会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面</p> <p>11 その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面</p>

別紙様式 2－8

(第2面)

子 会 社 の 名 称			
主たる営業所の所在地			
業 務 の 内 容			
会 社 の 状 況	(売上高) (経常利益) (当期純利益)	(総資産) (資本金)	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案			
	取締役及び監査役の役職名及び氏名 (役員履歴を添付)			
	従業員の数 従業員名			
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		取 得 前	取 得 後	増 減
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
申請理由	保有議決権割合	%	%	%
	実行予定日 年 月 日 ()			
別紙様式 4-1 (営業所(支店・出張所)の設置)				
年 月 日	年 月 日			
金融庁長官 ○○○○ 殿	金融庁長官 ○○○○ 殿			
所在地	所在地			
商 号	商 号			
代表者	代表者			
(担当部署、担当者名、担当者連絡先)				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）—新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</u></p> <p><u>2 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</u></p> <p><u>3 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</u></p>	<p>(注) <u>1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</u></p> <p><u>2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</u></p>
別紙様式4-2（営業所（支店・出張所）の位置変更）	別紙様式4-2（営業所（支店）の位置変更）
年　月　日 金融庁長官　○○○○ 殿	年　月　日 金融庁長官　○○○○ 殿
<p>所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○○支店位置変更届出書</p> <p>○○支店の位置の変更をいたしましたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p>	<p>所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○○支店位置変更届出書</p> <p>○○支店の位置の変更をいたしましたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>3</u> 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること</p> <p>別紙様式 4－4（営業所（支店・出張所）の廃止）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 支 店 廃 止 届 出 書</p> <p>○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">○</p>	
	<p>別紙様式 4－4（営業所（支店）の廃止）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 支 店 廃 止 届 出 書</p> <p>○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">○</p>
<p>(注) <u>1 記載要領</u> <u>出張所の廃止の場合には、本様式を準用すること</u></p> <p><u>2 添付書類</u></p> <p>① 別紙様式 4－4 の 2 ② 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</p>	<p>(注) <u>添付書類</u></p> <p>① 別紙様式 4－4 の 2 ② 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
別紙様式 4－4 の 2	別紙様式 4－4 の 2
営業所の名称	営業所の名称
廃止の日程	廃止の日程
(注) <u>1 出張所の廃止の場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</u> <u>2 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</u> <u>3 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</u>	(注) <u>1 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</u> <u>2 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</u>
別紙様式 4－5（出張所の設置等（半期分届出用））	別紙様式 4－5（出張所の設置等）
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 ○○○○ 殿	金融庁長官 ○○○○ 殿
所在地	所在地
商 号	商 号
代表者	代表者

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案														
(担当部署、担当者、担当者連絡先)	(担当部署、担当者、担当者連絡先)														
出張所設置等届出書（年度半期分）	出張所設置等届出書（年度半期分）														
<p>標記のことについて、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第4号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) <u>設置・変更については、別紙様式4-5の2、廃止については4-5の3を使用すること</u></p>	<p>標記のことについて、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第4号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) <u>1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式4-5の2）を作成し、個別表（設置については別紙様式4-5の3、位置変更については4-5の4、廃止については4-5の5）も添付すること</u> <u>2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</u> <u>3 添付書類</u> <u>① 出張所設置の場合、設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</u> <u>② 出張所位置変更の場合、位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</u> <u>③ 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</u></p>														
<p>別紙様式4-5の2</p> <p>出張所の設置・位置変更に関する届出書（年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">金融機関名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">所在地</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設置・変更 年月日</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">理由</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">営業日・営業 時間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">取扱業務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">保安管理 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業 時間	取扱業務	保安管理 状況								(削除)
名称	所在地	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業 時間	取扱業務	保安管理 状況									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案

(注) 1 「営業時間」欄は窓口の営業時間とCD等の営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること

2 「保安管理状況」欄は、防犯カメラ、警備状況マニュアル整備状況等について記載すること

別紙様式4-5の3

出張所の廃止に関する届出書（ 年度 半期分）

金融機関名

名称	所在地及び業務承継店	廃止年月日	理由	廃止に伴う措置

(新設)

(削除)

別紙様式4-5の2

出張所の設置・位置変更・廃止に関する届出書 総括表（ 年度 半期分）

金融機関名

番号	設置・位置変更・廃止の別	名称	所在地 (位置変更の場合は新旧所在地を記載)	設置・変更・廃止年月日	理由
----	--------------	----	---------------------------	-------------	----

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案					
	建物					
開 設 費 用	土地 取得費 千円（坪当たり 千円） 保証金 " (") 権利金 " (") 貸借料（月） " (") 建物 建築費 " (") 保証金 " (") 敷 金 " (") 貸借料（月） " (")					
犯罪防止措置 及び 顧客情報管理						
業 績 予 想	第 1 期 第 2 期 百万円 百万円 預金 貸出 損益 人員 人 人					
(新設)	(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間と CD 等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること 2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること					
	別紙様式 4－5 の 4 <table border="1"> <tr> <td>出張所の名称</td> <td></td> </tr> </table>				出張所の名称	
出張所の名称						

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案		
	新 所 在 地		
	旧 所 在 地		
	母 店	名 称	
		所 在 地	
		出張所と の距離	
	位置変更日	年 月 日	
	理 由		
	営 業 日		
	営 業 時 間		
	取 扱 業 務		
新営業所の 概要	土地	m ² (坪)	所有・買取・賃借
	建物構造		
	延面積	m ² (坪)	新築・買取・賃借
	営業室	m ² (坪)	一人当たり 坪
	相手方 土地		
開 設 費 用	土地 取得費		千円 (坪当たり 千円)
	保証金	" (")
	権利金	" (")
	賃借料 (月)	" (")
	建物 建築費	" (")
	保証金	" (")
	敷 金	" (")
	賃借料 (月)	" (")

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案					
	犯罪防止措置 及び 顧客情報管理					
	業績実績・予想	実績 預金 貸出 損益 人員	前々期 百万円	前期 百万円	見込 百万円	第1期 百万円
		人	人	人	人	人

(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載することまた、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること

2 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること

別紙様式4-5の5

出張所の名称	
出張所の所在地	
母店	名 称
	所 在 地
	出張所との距離
業 务 承 繼 店	
廢 止 日	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案			
	理 由			
廃止後の措置	業務 行員 不動産			
業 務 実 績 (取引実績)	実績 預金 貸出 損益 人員	前々期 百万円	前期 百万円	
	人	人		
<p>(注) 1 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>2 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>別紙様式7－1（外国銀行代理業務に係る認可） (第1面)</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第52条の2第1項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 (申請者が銀行法施行規則第34条の2第1項に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案								
	<p>の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容) 並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面</p> <p>6 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>7 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面</p> <p>8 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案</p> <p>9 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>10 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>(申請者が銀行法施行規則第34条の2第2項に該当する場合)</p> <p>1 理由書</p> <p>2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 所属外国銀行の商号及び代表者</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数</td><td style="text-align: center;">従業員 名</td></tr> <tr> <td>3. 所属外国銀行の業務の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図</td><td></td></tr> </table>	1. 所属外国銀行の商号及び代表者		2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数	従業員 名	3. 所属外国銀行の業務の種類		4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図	
1. 所属外国銀行の商号及び代表者									
2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数	従業員 名								
3. 所属外国銀行の業務の種類									
4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																
	5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容																
(第3面)																	
(別添1：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 商号、名称又は氏名																	
【所属銀行名】 (年 月 日現在)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名 称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">所 在 地</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">取扱う業務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(主たる営業所又は事務所)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(従たる営業所又は事務所)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(従たる営業所又は事務所)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(従たる営業所又は事務所)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>			名 称	所 在 地	取扱う業務の内容	(主たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)		
名 称	所 在 地	取扱う業務の内容															
(主たる営業所又は事務所)																	
(従たる営業所又は事務所)																	
(従たる営業所又は事務所)																	
(従たる営業所又は事務所)																	
別紙様式7-2（外国銀行代理業務に係る届出）																	
年 月 日																	
金融庁長官 ○○○○ 殿																	
主たる営業所等の所在地																	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案												
	商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)												
	外国銀行代理業務に係る届出書												
	外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第52条の2第2項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。												
	記												
	<table border="1"> <tr> <td>1. 所属外国銀行の商号及び代表者</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 所属外国銀行の役員及び従業員</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 所属外国銀行の業務の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図</td><td></td></tr> <tr> <td>5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>6. 実行（予定）日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> </table>	1. 所属外国銀行の商号及び代表者		2. 所属外国銀行の役員及び従業員		3. 所属外国銀行の業務の種類		4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図		5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容		6. 実行（予定）日	年 月 日（ ）
1. 所属外国銀行の商号及び代表者													
2. 所属外国銀行の役員及び従業員													
3. 所属外国銀行の業務の種類													
4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図													
5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容													
6. 実行（予定）日	年 月 日（ ）												
	(別添1：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 商号、名称又は氏名)												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案															
	<p>【所属銀行名】 (年 月 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>取り扱う業務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(主たる営業所又は事務所)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他 最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 6 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 7 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約 書の案 8 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 <p>別紙様式 7－3（所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	名 称	所 在 地	取り扱う業務の内容	(主たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)		
名 称	所 在 地	取り扱う業務の内容														
(主たる営業所又は事務所)																
(従たる営業所又は事務所)																
(従たる営業所又は事務所)																
(従たる営業所又は事務所)																

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案											
	<p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第52条の2の9第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">資本金（出資）の額</td><td>変 更 後</td><td>(百万円) 換算レート 1 = 円</td></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td>(百万円)</td></tr> <tr> <td>実 行 日</td><td></td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>別紙様式 7－4（所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書）</p> <p>年 月 日</p>	資本金（出資）の額	変 更 後	(百万円) 換算レート 1 = 円	変 更 前	(百万円)	実 行 日		年 月 日 ()	理 由		
資本金（出資）の額	変 更 後		(百万円) 換算レート 1 = 円									
	変 更 前	(百万円)										
実 行 日		年 月 日 ()										
理 由												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案											
	<p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第52条の2の9第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">商号（本店所在地）</td><td>変 更 後</td><td></td></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td></td></tr> <tr> <td>実 行 日</td><td></td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>別紙様式7－5（所属外国銀行に関する合併届出書）</p> <p>年 月 日</p>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日		年 月 日（ ）	理 由		
商号（本店所在地）	変 更 後											
	変 更 前											
実 行 日		年 月 日（ ）										
理 由												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案									
	<p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する合併届出書</p> <p>所属外国銀行が合併をしましたので、銀行法第52条の2の9第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td> <td>商号及び代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td> <td>従業員 名</td> </tr> <tr> <td>所属外国銀行の 業務の種類</td> <td></td> </tr> </table>	合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名	所属外国銀行の 業務の種類	
合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者									
	本店所在地									
	所属外国銀行の 役員及び従業員の数		従業員 名							
	所属外国銀行の 業務の種類									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案	
	所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図	
	実 行 日	年 月 日 ()
	理 由	
(注) 添付書類は7-1を参照すること		
別紙様式7-6（所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書）		
年 月 日		
金融庁長官 ○○○○ 殿		
主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)		
所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書		
所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第52条の2の9第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案										
	記										
	<table border="1"> <tr> <td>事業譲渡（又は譲受け）の相手方</td><td></td></tr> <tr> <td>事業譲渡（又は譲受け）の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等</td><td>（ 百万円）換算レート 1 = 円</td></tr> <tr> <td>実 行 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table>	事業譲渡（又は譲受け）の相手方		事業譲渡（又は譲受け）の内容		事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円	実 行 日	年 月 日 ()	理 由	
事業譲渡（又は譲受け）の相手方											
事業譲渡（又は譲受け）の内容											
事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円										
実 行 日	年 月 日 ()										
理 由											
	<p>(注) 1. 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること 2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（7-1を参照）を添付すること</p>										
	<p>別紙様式 7-7 (所属外国銀行に関する解散(廃業)届出書)</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p>										

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
	<p>所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書</p> <p>所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第52条の2の9第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">解散（又は廃業）年月日</td><td style="width: 50%;">年　月　日（　）</td></tr> <tr> <td>理　　由</td><td></td></tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <p>1 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>別紙様式7－8（所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書）</p> <p>年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）</p>	解散（又は廃業）年月日	年　月　日（　）	理　　由	
解散（又は廃業）年月日	年　月　日（　）				
理　　由					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案 (担当部署、担当者、担当者連絡先)				
	<p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行が銀行業の免許を取り消されたので、銀行法第52条の2の9第1項第5号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">免許取消し等年月日</td><td style="width: 50%;">年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">別紙様式7-9（所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>	免許取消し等年月日	年 月 日 ()	理 由	
免許取消し等年月日	年 月 日 ()				
理 由					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
	<p>所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>破産手続開始の申立てを行った年月日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>破産手続開始の決定を行った年月日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> </table>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日 ()	破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日 ()
破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日 ()				
破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日 ()				
	<p>別紙様式 7－10（所属外国銀行に関する発行済株式（出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書）</p> <p>年 月 日</p>				
	<p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>				
	<p>所属外国銀行に関する発行済株式（又は出資の総額）の</p>				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																		
	<p style="text-align: center;">百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行の発行済株式（又は出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者に 変更があったので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 7 号及び施行規則第 34 条の 2 の 34 第 1 項の規定に基づき、下記の通りお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 15%;">株主（又は 出資者）の 構成</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">変 更 前</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">変 更 後</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">氏名又は 名称</th> <th style="text-align: center;">所有株式 数（又は出 資金額）</th> <th style="text-align: center;">割合</th> <th style="text-align: center;">氏名又は 名称</th> <th style="text-align: center;">所有株式 数（又は出 資金額）</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">千株 (百万円)</td><td style="text-align: center;">%</td><td></td><td style="text-align: center;">千株 (百万円)</td><td style="text-align: center;">%</td></tr> </tbody> </table>	株主（又は 出資者）の 構成	変 更 前			変 更 後		氏名又は 名称	所有株式 数（又は出 資金額）	割合	氏名又は 名称	所有株式 数（又は出 資金額）	割合		千株 (百万円)	%		千株 (百万円)	%
株主（又は 出資者）の 構成	変 更 前			変 更 後															
	氏名又は 名称	所有株式 数（又は出 資金額）	割合	氏名又は 名称	所有株式 数（又は出 資金額）	割合													
	千株 (百万円)	%		千株 (百万円)	%														
定款の変更 <u>別紙様式 7-1</u>	定款の変更 <u>別紙様式 8-1</u>																		
定款の変更 <u>別紙様式 7-2</u>	定款の変更 <u>別紙様式 8-2</u>																		
定款の変更 <u>別紙様式 7-3</u>	定款の変更 <u>別紙様式 8-3</u>																		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>7</u> －4	業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>8</u> －4
業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>7</u> －5	業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>8</u> －5
業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>7</u> －6	業務の種類又は方法の変更 別紙様式 <u>8</u> －6
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －1	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －1
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －2	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －2
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －3	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －3
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>8</u> －4	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 <u>9</u> －4